

インドネシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する
技術研修の実施について

平成24年2月29日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の協力の下、独占禁止法と競争政策に関するインドネシア向けの技術研修を東京及び大阪において開催することとしました。本研修は、インドネシアの競争当局であるインドネシア事業競争監視委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として平成15年度から開催しているものであり、今回が第9回目の開催となります。

なお、インドネシア事業競争監視委員会に対しては、平成21年10月から、当委員会の職員1名をＪＩＣＡ長期専門家として派遣し、現地における技術支援を実施しています。

記

- 1 期 間：平成24年3月5日（月）～3月23日（金）
- 2 開催場所：公正取引委員会（東京、大阪）、ＪＩＣＡ大阪国際センター等
- 3 参 加 者：インドネシア事業競争監視委員会の職員11名
- 4 実施機関：公正取引委員会及びＪＩＣＡ
- 5 研修概要：学識経験者による独占禁止法及び競争政策の解説、公正取引委員会職員による独占禁止法違反事件に係る審査手続及び手法の紹介、企業の法務担当職員との独占禁止法のコンプライアンスに係る議論等

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課
	電話 03-3581-1998（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/